

○平成 28 年 3 月に可決された市民病院関係の「予算」と「条例」

(1) 野洲市一般会計予算

平成 28 年度当初歳出予算

- ① 基本設計の委託費用 5,496 万 7 千円
- ② 病院が行う医療やシステム整備などの詳細の検討の委託費用 2,572 万 3 千円
- ③ 審議会の委員（大学教授等）の報酬その他 116 万 2 千円

合計 8,185 万 2 千円

※ 職員の人件費は含みません。

債務負担行為

(仮称) 野洲市民病院整備推進事業（平成 28 年度から平成 29 年度まで）2,795 万円

(2) 条例

野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例

(設置)

第1条 野洲市小篠原 2203 番 1 ほかにおける（仮称）野洲市民病院の整備及び市による円滑な運営に必要な資金を積み立てるため、野洲市立病院の整備及び運営に関する基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条に規定する設置目的に沿う寄附金を含め、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の（仮称）野洲市民病院の整備及び運営に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。